

団体傷害保障共済 普通共済約款

「用語の説明」

この普通共済約款およびこの普通共済約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通共済約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 試運転 試運転性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、契約申込書の記載事項とすることによって当会が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 当会が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。

歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
始期日	保障期間の初日をいいます。
失効	この共済契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
疾病	被共済者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。なお、被共済者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払事由	この共済契約に付帯された特約のそれぞれに支払事由として規定する事由をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3) (注1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

乗用具	自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーターボート 水上オートバイを含みます。
損害等	この普通共済約款およびこの契約に付帯された特約の規定により、当会が共済金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
治療	医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（告知義務）（3）③またはこの普通共済約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
発病	被共済者以外の医師の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、被共済者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
被共済者	この契約により保障の対象となる者または保障を受ける者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保障期間	共済責任の始まる日から終了する日までの期間であって、証券記載の保障期間をいいます。
共済金	この共済契約に付帯された特約のそれぞれに規定する共済金をいいます。
共済契約者	当会にこの共済契約の申込みをする者であって、この共済契約の成立により、共済掛金の支払義務を負うこととなる者をいいます。
申込書	当会にこの共済契約の申込みをするために提出する書類（ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法を含みます。）をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
共済掛金	共済契約者がこの契約に基づいて当会に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保障期間の末日をいいます。
無効	この契約のすべての効力が、この契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 保障条項

第1条（共済金を支払う場合）

ソニーグループ保障共済会（以下、当会という）は、この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約の規定に従い、共済金を支払います。

第2条（共済金を支払わない場合）

当会が共済金を支払わない場合は、この普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条（共済責任の始期および終期）

（1）当会の共済責任は、始期日の午後4時^{（注1）}に始まり、満期日の午後4時^{（注1）}に終わります。

（2）共済期間の途中で新たに加入される場合には、共済責任の責任は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後4時に終わります。

（3）（1）および（2）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（4）当会は、次の事項に該当しない共済契約を更新対象と認め、満了日の3ヵ月前までに、更新契約の内容^{（注2）}を記載した更新案内を共済契約者に通知します。

①共済契約者または被共済者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮し、当会が共済契約の変更が必要と判断したもの。

（5）（4）①に該当する場合は、当会は、共済契約者に対し満了日3ヵ月前までに書面によりその旨を通知し、変更後の更新契約の内容を記載した更新案内を共済契約者に

通知します。

- (6) (4) で定めた更新案内の締切期日までに、共済契約者から当会に対して共済契約を更新しない旨の申し出がない場合には、この共済契約は、(4) または (5) の更新契約の内容^(注2)により更新されます。

(注1) 午後4時

加入者証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(注2) 更新契約の内容

当会がこの共済契約の約款、制度または料率を改定した場合には、改定後の内容とします。

第2条（共済掛金の払込方法および猶予期間）

- (1) 当会が指定した方法で、始期日より毎月、月払いにより共済掛金を払いこまなければなりません。

- (2) 保障期間が始まった後でも、共済契約者が共済掛金の払込みを怠った場合は、この普通共済約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当会は、始期日から共済掛金領収までの間に生じた支払事由による損害等に対しては、共済金を支払いません。

第3条（共済責任のおよぶ範囲）

当会は、この普通共済約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において生じた支払事由による損害等に対して共済金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。なお、共済契約締結の際、当会が特に必要と

認めた場合は、当会は、事実の調査を行い、また、被共済者になる者に対して当会の指定する医師の診断を求めることができます。

(2) 当会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 共済契約者または被共済者が、支払事由または支払事由の原因が生じた時より前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会が、(2)の規定による解除の原因がを知った時から1か月以内に解除しなかった場合。または被共済者の加入日または復活日から起算して1年以内に共済金の支払事由が生じなかった場合

(4) (2)の規定による解除が支払事由または支払事由の原因の発生した後になされた場合であっても、第12条（共済契約の解除の効力）の規定にかかわらず、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した支払事由による損害等については適用しません。

(6) この共済契約が当会の定める保険契約からの継続契約である場合には、(1)～

(5)の条文中、「共済契約締結」を「保険契約締結」と、「当会」を「引受保険会社」とそれぞれ読み替えて適用します。

(注) 当会が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

第6条（共済契約の無効）

当会は、次に該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を無効とします。

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合

第7条（共済契約の失効）

共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合には、共済契約は効力を失います。

第8条（共済契約の取消）

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第9条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

第10条（重大事由による解除）

（1）当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 共済契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力^{（注1）}に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力^{（注1）}に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力^{（注1）}を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力^{（注1）}がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力^{（注1）}と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被共済者に係る共済金額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約^(注2)を解除することができます。

① 被共済者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

② 被共済者に生じた損害等に対して支払う共済金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

(3) この共済契約に付帯された特約の共済金が次のいずれかに該当する場合、(1)または(2)の規定による解除が損害等^(注3)の原因となった支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(共済契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等^(注3)に対しては、当会は、共済金^(注4)を支払いません。この場合において、既に共済金^(注4)を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

① 被共済者の傷害または疾病^(注5)に対して一定額を支払うもの

② 被共済者の傷害または疾病によってその被共済者が被った損害^(注6)に対して共済金を支払うもの

(4) この共済契約に付帯された特約の共済金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合、(1)または(2)の規定による解除が支払事由の生じた後になされたときであっても、第12条(共済契約の解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時以後に発生した支払事由による損害等に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(5) この共済契約に付帯された特約の共済金が(3)①または②のいずれにも該当しない場合において、共済契約者または被共済者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当す

ることにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。

- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害等
- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被共済者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

(注3) 損害等

(2)の規定による解除がなされた場合には、その被共済者に生じた損害等をいいます。

(注4) 共済金

(2)②の規定による解除がなされた場合には、共済金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病

死亡および要介護状態を含みます。

(注6) 損害

損失および費用を含みます。

第11条（被共済者による共済契約の解除請求）

（1）被共済者が共済契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約^{（注）}を解除することを求めることができます。

- ① この共済契約^{（注）}の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者に、第10条（重大事由による解除）（1）①または②のいずれかに該当する行為があった場合
- ③ 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、第10条（1）③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合
- ④ 第10条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約^{（注）}の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約^{（注）}の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（2）共済契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被共済者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約^{（注）}を解除しなければなりません。

（3）被共済者は、（1）①の事由のある場合は、当会に対する通知をもって、この共済契約^{（注）}を解除することができます。ただし、戸籍謄本等、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（4）（3）の規定によりこの共済契約^{（注）}が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注） 共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

第12条（共済契約の解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条（共済掛金の返還または請求—告知義務等の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金料率を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金料率と変更後の共済掛金料率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- (2) 当会は、共済契約者が(1)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合^(注)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、(2)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じた支払事由による損害等に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。

(注) 追加共済掛金の支払を怠った場合

当会が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第14条（共済掛金の返還－無効または失効の場合）

（1）第6条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、当会は、共済掛金を返還しません。（2）共済契約が失効となる場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）月割

1ヵ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

第15条（共済掛金の返還－取消の場合）

第8条（共済契約の取消）の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は、共済掛金を返還しません。

第16条（共済掛金の返還－解除の場合）

（1）第4条（告知義務）（2）、第10条（重大事由による解除）（1）または第13条（共済掛金の返還または請求－告知義務等の場合）（2）の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（2）第9条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

（3）第10条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会がこの共済契約^{（注2）}を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

- (4)第11条（被共済者による共済契約の解除請求）（2）の規定により、共済契約者がこの共済契約^{（注2）}を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。
- (5)第11条（被共済者による共済契約の解除請求）（3）の規定により、被共済者がこの共済契約^{（注2）}を解除した場合には、当会は、共済掛金から既経過期間に対し月割^{（注1）}によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を共済契約者に返還します。

（注1）月割

1ヵ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

（注2）共済契約

その被共済者に係る部分に限ります。

第17条（共済金の請求）

- (1)当会对する共済金請求権は、この共済契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、この共済契約に付帯された特約に規定する請求書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
- (3)被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべきその被共済者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、その被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① その被共済者と同居または生計を共にする配偶者^{（注）}
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、その被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(4)(3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。

(5)当会は、事故の内容、損害の額または傷害・疾病の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(注) 配偶者

配偶者は、普通共済約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第18条（共済金の支払時期）

(1)当会は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無、疾病の内容および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)または傷害・疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、発病の状況、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、
当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注3)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
①(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注4)	180日
②(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)または(2)の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被共済者または共済金を受け取るべき者が第17条(共済金の請求)(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

共済価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) 応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条(時効)

共済金請求権は、第17条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(被共済者が複数の場合の約款の適用)

被共済者が2名以上である場合は、それぞれの被共済者ごとにこの普通共済約款の規定を適用します。

第21条(電磁的方法による通知)

当会は、この普通共済約款および特約に基づき行う共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの方の代理人に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

第 2 2 条（契約内容の確認）

（１） 当会が共済契約の申込みを承諾し、共済契約を締結し場合には、共済契約者は、当会のウェブページにおいて共済契約の契約内容を確認することができます。これをもって共済契約締結の証とし、当会は、加入者証の発行を行わないことができます。

（２） （１）の場合でも、共済契約者が求めた場合には、当会は、以下の内容を記載した加入者証を発行します。

- （１） 共済契約者氏名
- （２） 被共済者氏名
- （３） 共済契約の種類
- （４） 保障期間
- （５） 共済掛金および支払方法保障額

第 2 3 条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 2 4 条（準拠法）

この普通共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害保障特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
事故	第1条（共済金を支払う場合）（1）に規定する事故をいいます。
傷害共済金	傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

- （1）当会は、被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約の規定に従い傷害共済金を支払います。
- （2）当会は、（1）の傷害共済金のうち、被共済者が加入するタイプ、オプション契約に応じて、傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金を支払います。
- （3）当会は、傷害の原因となった事故の発生が保障期間中であった場合に限り、傷害共済金を支払います。
- （4）普通共済約款「用語の説明」に規定する支払事由は、この特約においては、（1）の傷害を被ったことをいいます。

第2条（共済金を支払わない場合—その1）

- （1）当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害共済金を支払いません。
 - ① 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
 - ② 共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡共済金の一部の受取人である場合には、傷害共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

- ④ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ^(注2)、シンナー等^(注3)の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被共済者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑧ 被共済者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害共済金を支払いません。
- ① 被共済者が頸部症候群^(けい)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなくとも、共済金を支払いません。
 - ② 被共済者の入浴中の溺水^(注6)。ただし、入浴中の溺水^(注6)が、当会が共済金を支払うべき傷害によって生じた場合には、共済金を支払います。
 - ③ 被共済者の誤嚥^(えん)^(注7)によって生じた肺炎。この場合、誤嚥^(えん)^(注7)の原因がいかなくとも、共済金を支払いません。

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 危険ドラッグ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(注3) シンナー等

毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥^{えん}

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（共済金を支払わない場合—その2）

当会は、被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害共済金を支払いません。ただし、傷害共済金を支払わないのはその被共済者の被った傷害に限ります。

① 被共済者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被共済者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被共済者がその職業に従事している間

③ 被共済者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、共済金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害死亡共済金の支払）

当会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死

亡・後遺障害共済金額の全額^(注1)を傷害死亡共済金として法定相続人^(注2)に支払います。

ただし、既に傷害死亡共済金受取人を法定相続人以外の方に定めており、当会が承認している場合を除きます。

(注1) 傷害死亡・後遺障害共済金額の全額

既に支払った傷害後遺障害共済金がある場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(注2) 法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第5条（傷害後遺障害共済金の支払）

(1) 当会は、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害共済金として被共済者に支払います。

傷害死亡・後遺障害共済金額	×	別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する共済金支給割合	=	傷害後遺障害共済金の額
---------------	---	----------------------------	---	-------------

(2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害共済金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、傷害死亡・後遺障害共済金額に次の共済金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として支払います。

- ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する共済金支払割合
 (5)既に後遺障害のある被共済者が第1条（共済金を支払う場合）（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害共済金額に次の割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として支払います。

別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払い割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合	＝	適用する割合
------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会が支払うべき傷害後遺障害共済金の額は、保障期間を通じ、傷害死亡・後遺障害共済金額をもって限度とします。

第6条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第1条（共済金を支払う場合）（1）の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（他の傷害または疾病の影響）

- (1)被共済者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2)正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第8条（事故の通知）

- (1) 被共済者が傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。
- (3) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第9条（共済金の請求）

- (1) 当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 傷害死亡共済金については、その被共済者が死亡した時
 - ② 傷害後遺障害共済金については、その被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、別表4の書類のうち当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。

第10条（当会の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会は、第11条（事故の通知）の規定による通知または第12条（共済金の請求）および普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当会の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第11条 (代位)

当会が傷害共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会に移転しません。

第12条 (傷害死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この共済契約について、傷害死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡共済金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の傷害死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 第3条（共済金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登はん^{（注1）}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{（注2）}操縦^{（注3）}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{（注4）}搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第3条（共済金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター^{（注1）}、オートバイ競争選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート^{（注2）}競争選手、猛獣取扱者^{（注3）}、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^{（注4）}、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートテスター

テストライダーをいいます。

（注2）モーターボート

水上オートバイを含みます。

（注3）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注4）ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

別表 3 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	共済金 支払割 合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	1 0 0 %
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0. 0 2 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0. 0 2 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	8 9 %
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 0 6 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	7 8 %
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が 0. 0 6 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	6 9 %

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失っ	34%

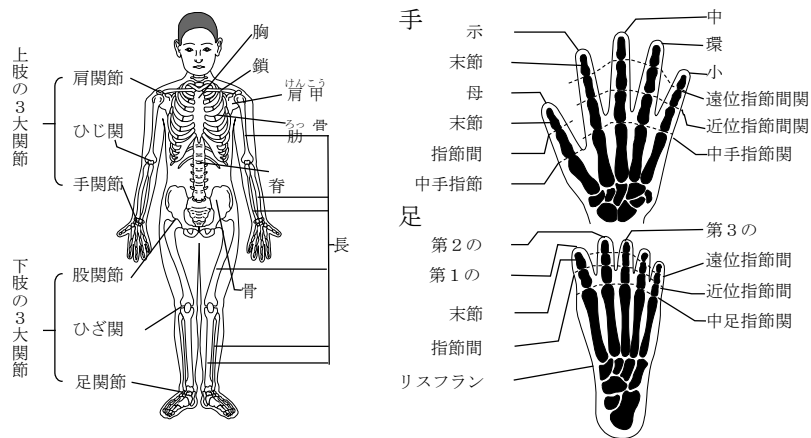
	たもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	
第 9 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第 1 1 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 1 0 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 4 0 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (1 0) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	1 5 %
第 1 2 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (1 0) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (1 1) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (1 2) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1 4) 外貌に醜状を残すもの	1 0 %
第 1 3 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0. 6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (1 0) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (1 1) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
------	---	----

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表 4 共済金請求書類

提出書類	共済金種類	
	傷害死亡	傷害後遺障害
1. 共済金請求書	○	○
2. 当会の定める傷害状況報告書	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○	
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被共済者以外の医師の診断書		○
6. 傷害死亡共済金受取人（傷害死亡共済金受取人を定めなかった場合は、被共済者の法定相続人）の印鑑証明書	○	
7. 被共済者の印鑑証明書		○
8. 被共済者の戸籍謄本	○	
9. 法定相続人の戸籍謄本（傷害死亡共済金受取人を定めなかった場合）	○	
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（共済金の請求を第三者に委任する場合）	○	○
11. その他当会が普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの	○	○

（注）共済金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。

天災危険保障特約

第1条（共済金を支払う場合）

当会は、この特約により、傷害保障特約第2条（共済金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、傷害共済金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（共済金の支払時期）

普通共済約款基本条項第18条（共済金の支払時期）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会は、その調査を同条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日^{（注）}からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通共済約款基本条項第18条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

（注）請求完了日

被共済者または共済金を受け取るべき者が普通共済約款基本条項第17条（共済金の請求）（2）および（3）の規定による手続きを完了した日をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害保障特約および普通共済約款の規定を準用します。

共済掛金分割払特約（猶予期間延長用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通共済約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により共済掛金を集金することをいいます。
共済掛金	この特約における「共済掛金」は、年間共済掛金額（月払共済掛金×12回）をいいます。
次回追加共済掛金払込期日	追加共済掛金払込期日の翌月の追加共済掛金払込期日をいいます。
次回共済掛金払込期日	共済掛金払込期日の翌月の共済掛金払込期日をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
請求日	当会が追加共済掛金を請求した日をいいます。
追加共済掛金払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。
通知事項の通知	この共済契約に付帯される他の特約に定める通知義務の規定による通知をいいます。
提携金融機関	当会と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割追加共済掛金	追加共済掛金を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
分割共済掛金	共済掛金を12分割した金額とし、月払共済掛金をいいます。
共済掛金払込期日	共済掛金の払込期日をいいます。ただし、共済掛金の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会の定める期日とします。
未払込分割共済掛金	共済掛金から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいい、追加共済掛金がある場合は、追加共済掛金の総額および共済掛金総額から既に払い込まれた共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（共済掛金の分割払）

当会は、この特約により、共済契約者は共済掛金を12分割した金額を払い込むことを承認します。

第2条（共済掛金の払込方法）

- (1) 共済契約者は、共済契約締結の後、第1回分割共済掛金を共済掛金相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。
- (2) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、共済掛金払込期日にその分割共済掛金の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、共済契約者が第2回分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割共済掛金の共済掛金払込期日をその第2回分割共済掛金の共済掛金払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（共済掛金領収前の事故）

- (1) 保障期間が始まった後でも、共済契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
 - ① この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合
 - ② この共済契約の第1回分割共済掛金の払込みを怠り、この共済契約の始期日から、第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
 - ③ この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第1回分割共済掛金の払込みを怠り、その共済契約の始期日から、その共済契約の第1回分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- (2) 共済契約者が第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当会は、共済金を支払いません。
 - ① この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由が生じていた場合

- ② この共済契約の第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- ③ この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済契約における第2回目以降分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割共済掛金の共済掛金払込期日の翌日以後、その分割共済掛金を領収した時までの間にこの共済契約で定める共済金支払事由の原因が生じていた場合
- (3)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割共済掛金の払込方法が口座振替による場合であって、共済契約者がその分割共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会は、「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会は共済掛金払込期日の属する月の翌々月の共済掛金払込期日に請求する分割共済掛金をあわせて請求できるものとします。ただし、この共済契約の保障期間中にこの規定^(注)が既に適用されている場合には、当会は、共済掛金契約者に対して、共済掛金払込期日到来前の分割共済掛金の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第4条（追加共済掛金の払込方法）(8)③の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加共済掛金の払込方法）

- (1) 当会が、第6条（共済掛金の返還または請求）の規定による追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、請求日にその全額を一括して払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、共済契約者は、追加共済掛金を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加共済掛金の払込み
① 第1回分割追加共済掛金	請求日に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加共済掛金	追加共済掛金払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合において、追加共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、追加共済掛金払込期日にその分割追加共済掛金の払込みがあったものとみなします。
- (4) 当会は、共済契約者が第6条（共済掛金の返還または請求）①または②の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合^(注1)は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (5) 第6条（共済掛金の返還または請求）①の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、この共済契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (6) 第6条（共済掛金の返還または請求）②の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(4)の規定によりこの共済契約を解除できるときは、当会は、通知義務の対象となる変更の事実が生じた後に発生したこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、この共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、共済金または共済金額を削減して支払います。
- (7) 第6条（共済掛金の返還または請求）③の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当会の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当会は、追加共済掛金領収前に生じたこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済契約に適用される普通共済約款および特約に従い、共済金を支払います。
- (8) 追加共済掛金が(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 共済契約者が第1回分割追加共済掛金について、その払込みを怠った場合は、(5)から(7)までの規定を適用します。
 - ② 共済掛金契約者が第2回目以降分割追加共済掛金について、その分割追加共済掛金を払い込むべき追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加共済掛金払込期日の翌日以後に発生したこの共済契約で定める共済金支払事由または共済金支払事由の原因に対しては、共済金を支払いません。
 - ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加共済掛金の払込方法が口座振替による場合であって、共済契約者がその分割追加共済掛金の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会は、「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会は追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月の追加共済掛金払込期日に請求する分割追加共済掛金をあわせて請求できるものとします。ただし、この共済契約の保障期間中にこの規定^(注2)が既に適用さ

れている場合には、当会は、共済契約者に対して、追加共済掛金払込期日到来前の分割追加共済掛金の全額を一括して請求できるものとします。

(注1) 共済契約者が第6条（共済掛金の返還または請求）①または②の規定による追加共済掛金の払込みを怠った場合

当会が共済契約者に対し追加共済掛金を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

(注2) この規定

第3条（共済掛金領収前の事故）(3)の規定ならびにこの共済契約に付帯される他の特約に定める「共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加共済掛金払込期日の属する月の翌月末日」を「追加共済掛金払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第5条（分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除）

(1) 当会は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

① 共済掛金払込期日^(注1)の属する月の翌月末日までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

② 共済掛金払込期日^(注1)までに、その共済掛金払込期日^(注1)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがなく、かつ、次回共済掛金払込期日^(注3)において、次回共済掛金払込期日^(注3)に払い込まれるべき分割共済掛金^(注2)の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割共済掛金^(注2)を払い込むべき共済掛金払込期日^(注1)または満期日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回共済掛金払込期日^(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 共済掛金払込期日

第4条（追加共済掛金の払込方法）(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割共済掛金

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、分割追加共済掛金を含みます。

(注3) 次回共済掛金払込期日

第4条(2)の規定により追加共済掛金が分割して払い込まれる場合は、次回追加共済掛金払込期日を

含みます。

第6条（共済掛金の返還または請求）

次のいずれかに該当する事由により共済掛金を返還または請求する場合には、当会は、普通共済約款およびこれに付帯される特約の共済掛金の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の共済掛金を返還または請求します。

- ① 訂正の申出により契約内容を変更する場合において、共済掛金料率を変更する必要があるときには、変更前の共済掛金料率と変更後の共済掛金料率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。
- ② ①のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当会に通知し、承認の請求を行い、当会がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- ③ この共済契約が失効となった場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑤ 第4条（追加共済掛金の払込方法）（4）ならびにこの共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、当会がこの共済契約を解除した場合は、未経過期間に対する共済掛金と未払込分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑥ この共済契約に適用される普通共済約款および他の特約の規定に従い、共済契約者または被共済者がこの共済契約を解除した場合は、既経過期間に対し月割^{（注）}をもって計算した共済掛金と既に領収した分割共済掛金との差額を返還または請求します。
- ⑦ 第5条（分割共済掛金不払の場合の当会による共済契約の解除）の規定により、この共済契約が解除となった場合は、既に払い込まれた既経過期間に対応する共済掛金は返還しません。

（注）月割

1ヵ月に満たない期間はこれを切り上げて算出します。

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款および普通共済約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

（1）当会は、この特約により、この共済契約に付帯された他の特約の共済金を支払わない場合に関する規定中

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動」とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、傷害死亡共済金、傷害後遺障害共済金においては就業外のテロ行為（注1）を除きます。」と読み替えて適用します。

（2）（1）の就業とは、次に掲げる間以外の間をいいます。

①被保険者が役員以外の者である場合は、次のいずれかに該当する間

ア. 被保険者がその職業または職務に従事している間^{（注2）}

イ. 被保険者が企業等の施設内にいる間

②被保険者が役員等である場合は、役員等としての職務に従事している間^{（注2）}

で、かつ、次のいずれかに該当する間

ア. 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中^{（注3）}

イ. 企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

ウ. 取引先との契約、会議^{（注4）}などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と自宅または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

（注1）テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する

ものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注2）職務に従事している間

通勤途上を含みます。

（注3）正規の就業時間中

被共済者の休暇中を含みません。

(注4) 会議

会食を主な目的とするものを含みません。

第2条（この特約の解除）

第1条（戦争危険等免責の一部修正）により読み替えた他の特約のただし書きの危険が著しく増加し、この特約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会は、共済契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯される特約の規定を

